

## 後見事務報告についてのお知らせ

- 1 これまでの後見事務報告は、家庭裁判所から後見事務照会書が届いてから、後見人等において報告書等を作成し提出をいただいていたましたが、今後は、就任時の報告を除き、家庭裁判所からの照会無くとも、毎年1回裁判所の定める月に、次の書面を自主的に提出していただくこととなりました。

- 1 後見事務報告書

- 2 財産目録

- 3 預金通帳の写し

- 1 普通預貯金：直近1年分

- 2 定期預貯金：通帳の該当部分その他その存在を証する資料（残高証明書等）  
（事案によっては、後日、資料の追加提出をお願いすることがあります。）

上記報告時期に報告書等を提出いただいた後、その内容について裁判所から問い合わせをすることがありますので、記入済みの報告書等の控えを取っておき、その控えを手元に置いて対応願います。また、次回の報告書作成の際にも参考資料となるものですから、大切に保管してください。

- 2 今後は原則として家庭裁判所は照会書を送付しませんので、以上のとおり定期的に自主報告をお願いします。

定められた月に報告書等の提出がない場合は、裁判所から後見人の適格性審査のために改めて監督が行われることとなりますので、ご注意ください。

- 3 以上、後見人の方々には大変お手数をおかけしますが、ご理解の上、家庭裁判所の後見監督事務にご協力をお願いいたします。

ご不明の点につきましては、後見係までお尋ねください。

以上